

岩泉町中小企業振興資金制度について

町の原資を活用し、岩手銀行及び北日本銀行を通じて中小企業の皆さんに資金の融資を行っています。

また、融資を受けた際の利息に対する利子補給を行うほか、特定の条件を満たした場合は信用保証料についても補助を行っています。

◆資金の内容

資金用途	小口資金		中口資金		開業資金	
	運転	設備	運転	設備	運転	設備
融資限度額	1,000万円		2,000万円		1,000万円	
返済期間 (借置期間)	5年以内 (6ヶ月以内)	7年以内 (1年以内)	7年以内 (6ヶ月以内)	10年以内 (1年以内)	5年以内 (6ヶ月以内)	7年以内 (1年以内)
貸付利率	返済期間3年以内=3.10%		3年超10年以内=3.30%			
信用保証料率	年率0.45%~1.70%					
連帯保証人	取扱い金融機関の所定の条件					
申込先	岩手銀行岩泉支店		北日本銀行岩泉支店			

※小口資金と中口資金を併用した場合には、3,000万円が融資限度額となる。

※セーフティネット保証適用者は、貸付利率0.10%減。

◆利子補給補助金

中小企業者の皆さんが金融機関へ毎月返済する額は

元金+利息(貸付利率3.10%又は3.30%-利子補給金2.00%)

となります。

利息の実質負担は1.10%又は1.30%になります。

◆信用保証料補給補助金

経営安定関連保証(セーフティネット保証)第5号が適用される(中小企業信用保険法第2条第5項第5号に規定する特定中小企業者として認定を受けた)融資で発生した信用保証料の額です。

認定要件	① 指定業種の最近3か月の売上高等が前年同期比で減少していること。 ② 企業全体の最近3か月の売上高のうち、指定業種の売上減少額が5%以上を占めていること。(前年同期を基準とする) ③ 企業全体の最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。
------	--

※信用保証料の納付後に補助金申請等の手続きが必要となります。各金融機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：岩手銀行岩泉支店	TEL：0194-22-2381
北日本銀行岩泉支店	TEL：0194-22-2425
岩泉町役場 経済観光交流課	TEL：0194-22-2111
岩泉商工会	TEL：0194-22-3245